

とのべている。瀬戸内の塩田の塩を買い入れて食用に供していたのであろう。

なお、風呂も現在のように各家庭になくて村や津に銭湯があったようである。前掲の寛政元年の『巡見録』に巡見使用人と東寺井、西寺井の別当代との間にとりかわされた次のような問答がこれを証する。

三日夜、五ツ時（午後八時）頃、御用人御屯所（屯所とは宿泊所のこと）罷り出で居り候処、何方に候哉、貝を吹き申し候、右ハ何事にてこれある哉御尋ねにつき、風呂場に吹き候由申し上げ候処、風呂とハ銭湯の事にテハこれなき哉と仰せられ候につき、左様の由申し上げ候、何故、貝を吹き候哉と御尋につき、湯入り多くこれある内は吹き申さず候えども、入り無御座候節ハ吹き申し候と申し上げ候

すなわち、浴客が空いたときはホラ貝をならしてこれを知らせていたのである。しかし、これには入浴料などが記されていないので、あるいは「もやい風呂」（共同風呂）であったかも知れない。

注 (1) 天明三年『教諭御書附』所収

(2) 『宗茂公御印帳写』（享保十六年九月一日）

(3) 『泰国院様御年譜地取』天明五年十二月二十九日

(4) 『須古鍋島家日記』安政三年四月四日

(5) 『治茂公御改正御書付』第四、

(6) 天明三年『教諭御書附』

(7) 『竈帳』約条

六 漁民のくらし

(一) 漁業

早津江川に面した寺井津一带は早津江津とともに漁業がさかんであった。寛政元年（一七八九）の『巡見録』に為重村庄屋幸右衛門が本陣にあてられた光徳寺（諸富町西寺井の真宗寺院）で巡見使に漁師の存在を尋ねられ是より東、浮盆と申す所、偕又、早津江と申す所へおよそ三〇艘程も御座候

と答えて、漁師の運上金（税金）についての問には漁師個人の運上はないが、漁船に帆別銭として「三艘に帆別銀四匁五分」を納入していると答えている。なお、藩政時代の有明海の海の幸としては次のようなものが史料に散見する。

文禄・慶長・元和のころから寛永の初めにかけて国老の重職にあつた鍋島生三（道虎）宛の藩祖鍋島直茂の書状によると⁽¹⁾

業 すすき三掛、名よし六懸、うなき十六、はり魚一鉢、ししめかい三升

漁 を「あみをうたせて」江戸に送らせているし、慶長十一年（一六〇七）ころの直茂の生三宛の書状では国許から送ってきた「海竹（海華）一樽」を徳川家康に献上している。⁽²⁾直茂の子勝茂（初代藩主）も生三に対し

鮮鮑一〇樽、干めかじや五樽、あげまきかすつけ五樽、くるく
る二樽（樽はいずれも馬樽）

を国許の生三に対し江戸に送るように命じている。また生三自身
も黒田如水（孝高）に海竹・海月を二樽、⁽³⁾如水の子長政には「た
いらぎ二籠と海竹二樽を贈物としておくっている。⁽⁴⁾安政三年（一
八五六）の佐賀藩の幕府への献上品にも、四月には「干海茸と白
砂糖」、七月には「水母」があげられている。⁽⁵⁾

このように有明海には海茸、ほら（名吉はほらの別称）うなぎ、
めかじや（みどりしゃみせんがい）、あげまきなどが江戸初期から
大量にとられ、江戸でも珍重されたことがわかるし、海茸やめか
じやは乾し、鮑などは塩づけされるなど、色々加工されて遠方に送
られているのである。なお海月に関しては前記の『巡見録』に、

当藩名物について巡見使と寺井の別当代との間の次のような珍問答が記されている。

是より遠方ニ焼物（有田焼のこと）御座候、海月・海竹御座候由申し上げ候、此内、海月と申し候は相心得ず。
何れの通りの者に候や、御尋ねにつき、これは丸き物にて薄き綿帽子の様なものにて御座候由申し上げ候へば、
それはくらげにてはこれなきやと仰せられ候故、左様にて御座候由申し上げ候

別当代が学のあるところを示そうとして海月を「かいげつ」と音読したから生じたものであろう。いずれにせ

一 各の藩に於て海月を珍重す候に
海月とは何れを指すに
一 丸き物にて薄き綿帽子の様なものにて御座候由申し上げ候へば、
それはくらげにてはこれなきやと仰せられ候故、左様にて御座候由申し上げ候

寛政元年（1789）『巡見録』（佐賀県立図書館蔵）

よ、海月や海茸は当地方の代表的海産物であった。

なお、鰻^{うなぎ}については、元治元年（一八六四）二月の本藩請役所達書で物価引下げのため従来から「旅出」^{かみだし}（領外
移出）を認めている米以外の国産物で新しくいくつかの品目についてもこれを認めている。⁽⁶⁾この達書により藩が
新しく「旅出」を認めたものと、これを禁じているものを掲げると次の通りである。

- 一 石炭、一 酒、一 茶
- 右廉々押し直し役相立て余分は願いに依り旅出差し免さる
- 一 雑穀一式

但、唐豆の儀は前条同断

- 一 薪、一 炭、一 塩、一 竹木、一 瓦、一 綿、一 紙、一 蠟燭ならびに蠟、一 麻苧、一 前海肴（前海は有明海のこ
と）

但、鰻は旅出し是迄の通り差し免さる

すなわち、鰻は石炭・酒・茶・唐豆などことなり元治元年になって新に「旅出」を認められたものでなく、
ずっと以前から米と同じように他領移出を認められていたのである。

鰻は大詫間島（川副町）南部の潟地に多く棲息し、⁽⁶⁾同島には農業のかたわら鰻漁を営む漁民が多かった。⁽⁷⁾こ
の鰻の「旅出」については天保四年（一八三二）五月に川副下郷大詫間村鰻請元与四左衛門が藩国産方に提出した
次のような「口達」がある。⁽⁸⁾

業
漁
某儀川副下郷大詫間村鰻請元仰せつけられ置き候処、昨十九日同村罷り在り候源太夫・慶助と申す人かねて漁

師のうち仕入銀等指し出し取り集め相成り居り候鰻大坂船頭船屋和助え抜け
売り仕り候につき、見咎め調に会い候処、諸富津卯平宅持ち届け御役筋懸り
役手数(手続き)を申し請け候段申し聞けられ候えども、大詫間漁鰻の義は
某手(まね)を離れ、諸富津卯平宅持ち届け相成るべき様御座なく、元来抜け売り
の謀計其紛れなき義に御座候えども、見咎めに逢い候につき、今更、卯平と
内々申し合せ、右之通り形能く(体裁よく)申し候義と相見え候条、向
後御手(まね)の筋へも差し構え(支障をきたす)申す義に御座候間、此節(この頃)急度御
取り調べ、御手当をも成し下され度く此段御達し申し上ぐる義に御座候これ
によると次のことがわかる。

①大詫間には鰻漁民が多かつたため、佐賀領の鰻の取引を監督する「鰻請元」
がいた。

②大詫間の鰻は諸富津にあつめられ、そこで他国の商人に売り捌かれた。

③鰻の「旅出」は認められていたが、藩の係り役人の鰻移出の手続きをうける

前に鰻請元の認可を要した。

なお、鰻を求めて大坂商人は

先年来、御当地(佐賀領)、偕又、肥後、柳川え鰻出入商売相営み候につき(9)
というように佐賀領のみならず肥後(熊本県)柳川などの有明海沿岸を訪れて

天保四年五月廿九日
川副下郷鰻請元と四左衛門が藩国産方へ提出した口達

天保4年(1821)5年、川副下郷鰻請元と四左衛門が藩国産方へ提出した口達 (野中万太郎所蔵『公私秘録』)

いたが、鰻の「旅出」には先述したように藩国産方役人の立会い、鰻請元の認可が必要であるばかりでなかった。

同年六月の白石南郷深浦村(杵島郡有明町深浦)の「御国産方鰻方小頭卯助の手形覚」の一節に(10)

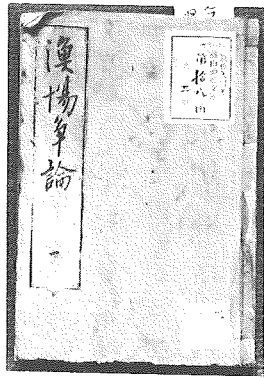
全躰所々え小頭等相立て置かれ候義は遠在罷りあり候漁師共心得違いを以て得手勝手筋に抜け売りたいし候
躰の義、かねて精々教諭致し

と述べているように佐賀領の鰻産地の各所に藩国産方鰻方所属の小頭(こづ)がいて、漁民が自由勝手に鰻を他領に移出す
ることを取り締っていたのである。なお、寺井津搦には

搦津当てえ繋留相成り居り候活巢本船え相運び金子請け取り、鰻の義は和助(大坂船屋長兵衛所属の船頭)え
相預け置き近々出帆迄には右の外漁師共日々の獲(とら)を取り束ね(後略)(11)

とあるように移出に際して領内டுத்த鰻を集めて保存する大きな生け簀(す)が設けられていたのである。結局、こ
の鰻移出に関する紛儀については鰻請元と四左衛門の同年六月の「口達」(12)に

(前略)先月十八日同村(大詫間村)罷り在り候源太夫・慶助と申す大坂船頭船屋和助へ鰻抜け売りを致し
候儀と相心得、見咎め調子(と)合い候処、諸富津より承知致し居り候段申し通し候を海陸余りの隔りこれあり、聞
き違え罷りあり候義和助より申し出で候次第にて明白仕り候、最(前カ)寄得と聞きつけ其通り社御達し申し上ぐべ
き処、荒打ち(いい加減)の義申し上げ候亘り今更深重恐れ入り奉り候、これにより今又、此段申し上げ候
とある。すなわち、鰻請元の方が鰻抜け売りと思つたのは誤解であつたとしてこの訴法をとり下げたので鰻「旅
出」に関する紛争は無事解決したのである。



『漁場争論』
(久留米市篠山神社蔵)

門と要次が刀を抜いて切りかかってきました。虎松はすぐ切り倒され、久太郎は背中に疵をうけ、水中に飛びこみ、船網のところにおりましたところ、太助と見うけられるのが長脇差で頭を切り割りましたので、そのまま水中に沈んでしまい、こうして三人は空しく死に果てました。もう一手のは茂助・宗市・宗八・吉蔵・平五郎・庄八・伊作の七人が乗っていました舟を取り囲み、大勢乗り移って

作次、百姓源吉、同嘉八、同卯助、同郡江上村百姓利平など五名はこれに抗議して連名で幕府の寺社奉行阿部備中守正清に次のような訴状を提出している。(2)

去亥(文化十二年)二月廿七日、村方の者どもが漁船六艘に乗り組み、立花左近将監様(柳川藩主八代立花鑑寿)御領分海上の中江と申す所で操業していたところ、佐賀領の漁民が俄に数十艘の舟で乗り出してきたて螺貝を吹きたてて私共の舟を目がけて漕ぎよせてきました。どうしたことかといずれも驚いていましたところ、段々近かよってきたのを見ますと、船にはぼんてん(船の標識)をたて、みんな長脇差をぬいたり、鎧よろいまたは鳶口とりのくちなどの獲物を銘々所持していました。私たちの漁船六艘のうち、四艘は、まだ網を入れていなかったため、早々柳川領沖端というところに逃げ去りました。しかし、残りの二艘はその砌、すでに網を下してしまして、あわてて片付けようとしているうち、相手方の数十艘は二手にわかれて、一手は久太郎、喜左衛門、虎松が乗っている船に漕ぎつけてきました。相手は卯三太が先頭に立ち、ほかに名前を知らないものが大勢乗り移ってきて、卯三太は有無をいわせず、即座に喜左衛門を切り倒し、引きつづいて虎松、久太郎を相手に、七兵衛こと又右

(二) 鐘ヶ江事件—漁場をめぐる争い—

- (2) 右同書、『佐賀県史料集成』第一卷—三三号
- (3) 右同書、『佐賀県史料集成』第一三卷—九九〇号
- (4) 右同書、『佐賀県史料集成』第一三卷—一〇一八号
- (5) 『鍋島直正公伝』第四編四〇五ページ
- (6) 『蓮池藩請役所日記』元治元年二月—六日
- (6) 「乍恐奉願口上覚」、大託問の民俗』所収
- (7) 『公私秘録』(野中万太郎蔵)
- (8) 右同書
- (9) 右同書
- (10) 右同書
- (11) 右同書
- (12) 右同書

筑後川は佐賀藩・久留米藩・柳川藩の国境を流れているので、漁業権をめぐる争いで、とくに佐賀領と久留米領の漁民の間に争いが多かった。すでに天明元年(一七八一)六月三日、佐賀領の三根郡坂口村の漁師が久留米領草場村(三瀬町草場)の前で網をいれていたところ、「盗引」と申し咎められ、網を没収されている。(1)とくに文化十二年(一八一五)二月十七日には久留米領三瀬郡鐘ヶ江村(福岡県大川市)の漁民が柳川領中江という沖合で操業中、佐賀領の漁民に襲撃されて五名の死者ができるという事件があった。翌十三年八月、鐘ヶ江村庄屋

きて、口々に申しますのは、此の者たちは生け捕つて連れ帰ろうと申ししていました。宗市と茂助はこれを拒みましたが、甚三郎というのが宗市を櫓でなげ倒し、相手方の舟へ移し、宗市をすぐ縄で船梁に縛りつけました。そのうち、宇三太の乗っているもう一手の舟が漕ぎ寄せてきて、宇三太が鎗で茂助の頭につきこみ、また清兵衛と見うけられるものが抜身で茂助をつき殺し、水中に投げこみました。さらに残り五人については「手を縛って水中に投げこめ」と卯三太が指図しましたので、もう逃げるのは難しいと思い、五人のものは水中に飛びこみ、水底をくぐって必死に逃げ、やつと乗り捨てた船に泳ぎついて乗り移りました。しかしその船には櫓も棹もなく、舟板で立花家の領地に乗りつけようとしたが、風波が烈しく漂流していたところを、幸い柳川藩のものが助け舟をだして救助してくれました。

というのである。なお、翌二十八日、生き残った鐘ヶ江の漁民たちは立花藩の漁民に死体をさがしてくれるように頼んだところ、翌二十九日になって一昨日の殺害場所久太郎と茂助の死体が見つかり、虎松と喜左衛門のそれは遠く島原領の沖合で発見された。船梁に縛りつけられていた宗市の死骸は翌三月十六日柳川領の紅屋開きの水中で発見された。両手を木綿ぎれで縛られたままで死んでいた。

五人の死体は、いずれも村方に引きとり、役所に届け検使の改めをうけた。佐賀藩の役所にも立ち会いを求めたが拒絶された。湿気の節で死骸を長く放置できないので、五月十四日に仮埋葬をすました。

こうして、佐賀領のものに殺害された五人の漁民の親類のもの願い出により久留米藩当局は佐賀藩当局に抗議したが、埒があかないので、幕府に訴状を提出することになり、翌十三年七月二十四日、久留米藩郡奉行淡河作之進は鐘ヶ江村の百姓や佐賀藩の関係者、計十四名とともに江戸に出立した。そして翌十四年一月八日には吟味日

付石田甚平が三瀨郡大庄屋や庄屋と十二人の百姓を連れて出府した。

柳川藩も小保村別当吉原正右衛門、二本村庄屋藤兵衛、同山口新内、小保村長百姓阿部喜兵衛が江戸に立った。幕府への久留米藩の訴状の提出は前記のように同十三年八月二十九日に行われている。訴状に掲げられている同十二年二月二十七日に襲撃した佐賀藩の漁師の主謀者の六名の住所と名前が次のようである。(3)

肥前国佐賀郡擲津村	卯三太
同	要次
同国同郡早津江村	百助
同	甚三郎
同国神埼郡柳島村之内字鯉江	清兵衛
同国同郡崎村	大兵衛事 又右衛門

すなわち、六名のうち二名が諸富町の漁民である。また同年十三年に出府した佐賀藩漁民の引合人(証人)には擲津の伊十・勘左衛門・為重の卯十・新十・久平次の名がみられるのをみると、同十二年二月二十七日、数十艘の船で鐘ヶ江の漁民を襲撃した佐賀の漁民の中には擲津や為重津のものが多数参加していたことと思われる。

久留米藩の訴状に対し、佐賀藩では同十年六月二十八日、柳川藩と佐賀藩の入合漁場、新田下で久留米藩の漁民が鯨をとっていたので肥前の津方役人がとがめて漁具を没収した。ところが翌二十九日、久留米藩のものが三人の佐賀藩の津方役人を捕えて、若津、鐘ヶ江村、青木嶋村と連行し、言語に絶する拷問をうけた。その三人は寺井の小林重七、擲津の津山卯三太、神埼郡崎村の七兵衛で、そのうち、とくに卯三太は柄杓で小便を口に流し

こまれたり、馬糞をたべさせられるなどのひどい目にあつたという。したがって、二月二十七日の鐘ヶ江漁民への襲撃は、そのときの報復であるという。⁽⁴⁾

これに対し、久留米藩では当藩の漁民が柳川藩の領海で漁業に従事することは「往古」より同国のよしみで認められている。従来、これを黙認していたが、近年にいたって、これをとり締るようになり、文化十年六月、三漕郡青木嶋村の漁師が柳川領新田下で網をいれていたところ、佐賀領浮盃村の漁民が数十艘の舟で乗り出してきて、打擲した上に網二〇把余を奪いとつた。同日、三漕郡中古賀村の漁民も柳川領二本松で蜆をとっていたところ、佐賀領擲津村の漁師に襲われ、打たたかれた上に貝取りの道具を没収されたといっている。なお、同十二年二月二十七日に殺害された五人の漁民は、酉年（文化十年）六月に佐賀領の三人（卯三太・重七・七兵衛）を久留米領に連行して取り調べたときには一人も居合せていない。それを非道にも殺害するのは不当であると抗議している。⁽⁵⁾

鐘ヶ江村漁民を襲撃して殺害した佐賀の漁民の中心人物、卯三太については、久留米藩は姓もなき漁民であるといっているが、佐賀藩や当人は扶持米十石の徒士格といっている。小林重七は足軽である。⁽⁶⁾

文政元年（一八一八）、正月末から六月中旬にかけて、江戸において寺社奉行松平右近将監齊厚（石見浜田城主）の白洲によび出されて三藩の代表者をよんで御調役久須美六郎左衛門・芦沢九郎兵衛によって取り調べが行われた。⁽⁷⁾

文政二年（一八一九）四月、幕府は久須美六郎左衛門と沢次兵衛を現地に派遣して海面見分を実施した。上使一行は榎津を基地として、若津から久留米藩の舟で数回にわたって筑後川の関係水域を視察した。

文政二年（一八一九）五月になり、柳河八代藩主立花鑑寿が間に立って、日田代官塩谷大四郎を動かし、佐賀、久留米両藩を和解させた。そして去る文化十二年二月、佐賀藩漁民から殺害されたものの親族四名、すなわち、久太郎の兄庄屋作次、茂助兄源吉、喜左衛門弟喜八、虎松伯父利平には生涯、米五俵宛を毎年給することになった。翌十三年二月二十日、久須美、芦沢の幕府調役一行は榎津を発し、江戸への帰途についた。

和解書の内容は次の通りであった。⁽⁸⁾

まず、久留米領漁民に許可された入漁区域は

西

一、上は筑後大野島と肥前寺井擲津・早津江向合の処、大詫間境を限り、下は大詫間潟先、肥前にて中洲と唱候洲方の東側へ目印杭を建て申すべきこと、（中略）肥前諸富、大中嶋向合の処は肥前方より相断り申し候（すなわち久留米漁民の入漁禁止）、もつとも川上の儀は是迄の通り相心得申すべく候

西南

一、肥前方にて出来洲と唱え、柳川にて強盜横洲と唱え候洲方の上手に目印杭建て申すべく候

東南

一、柳川にて鯨洲と唱候洲方東浜武潟先洲西際目印杭見渡し、南の目印杭建て申すべく候

東

一、古浜武潟先洲え西際目印杭を限りに申すべく候

右杭木外たりとも、潟上之義大抵の所は諸員類取候ても苦しからず候事

（中略）

以上のように入漁区域を定めて杭をたてるので入漁のものは猥り越境してはいけない。しかし、広い海面のことで、うっかり杭を見損じたり、風波や汐合いの模様で、二、三町も流れ越すことがあるかもわからない。そのときは本漁（佐賀藩、柳川藩をさす）のものは勘弁してほしい。また大詫間瀧先中洲は毎年、西に流れている。万一、それが格別西に流れたり、または東に上った場合は幕府の許可をえて変更する。

さらに羽瀬（竹簀または葭簀などを口を陸の上に向けて半円状に立て直し、満潮のとき陸の方に来た魚を干潮のときに逃げようとするのをさえぎって捕える装置）については

一、羽瀬の儀は右場所外の事には候えども、別して漁人共大切に相心得候場所柄故、堅く差し障り申まじきことと、右の場所以外での魚獲を許可している。

なお、入漁十二か村の船には次の要領で「漁符鑑札」を交付した。(9)

漁符鑑札 百貳拾枚

内

貳拾貳枚

内

拾四枚は 鱒網げん敷船

但、右の内、四組分八艘宛立入、三組は手明の積り、尤も四組の外は決して立ち入り申さず筈

貳枚は 投網船げん敷をも稼ぎ、

但、鰻搔釣漁共

六枚は

投網船

但、右同断

九拾八枚

貝取船

内

三拾枚は 諸貝取船

但、老艘八人乗

六拾八枚は 蛸貝取船

右の外、新規の稼ぎ相企てざる筈

一、自然（もし）議定に背き候者、又は無札にて入漁致すに於ては本漁の者共より村名、名前糺し、其筋へ申し立つべき事

(中略)

一、漁符鑑札の儀、七カ年目に残らず引き替え申すべき事

但し、自然紛失等いたし候節は其筋え申し立て、これまた残らず引き替え申すべし、もつとも引き替え相済ざる中は元の札にて相稼ぎ申すべく候

なお、鰻漁や境界杭の汚損流失については

一、鰻漁の儀は網場床これある儀につき、右稼ぎのため、泊海いたし候儀は三領ともいたすまじき事

一、目印杭木朽ち損じ候か、または流失等いたし候砌は佐嘉・柳川領下方より其筋へ申し立て、右両家御役人中

立合い仮杭建て久留米御役人中見届けこれあり候上、本杭建て申すべきことと定められている。

これによると、久留米藩漁民に許可されたのは八一余パーセントが貝取船であったこと、貝では蛸貝取船が多かったこと、魚では鱒、鰻など取ることが許可されたことなどがわかる。

なお、文化十二年二月の佐賀藩側襲撃隊の中心的存在、搦津の卯三太に対しては久留米藩は死刑に処すること、佐賀藩に要求した。しかし、柳川藩が間に立ち、もし、卯三太を死刑にすれば、酉年（文化十年）六月に卯三太ら三名の佐賀藩津方役人をリンチにした久留米藩漁民も郡追放以上の刑になると説論したので、幸い死刑を免れた。これは、元来、「柳河地先の海面は久留米藩の主張するような「三方入合の場所」ではなく、「柳河、佐賀入合」の場所で、従来、柳川藩が「隣領の好み」で黙認していたのを、文政二年の議定書によって始めて条件付で漁獲が公認されたからであろう。⁽¹⁰⁾

注 (1) 『筑後川一件につき書拔』

(2) 『筑肥争論公訴訟日記』

(3) 同書

(4) 『評定所御呼出問答』

(5) 『肥筑争論公訴訟日記』

(6) 浅野陽吉「佐嘉久留米両藩の筑後川漁場論争」『筑後

(7) 『系図纂要』第九冊

(8) 『福岡県史』第三卷上冊「久留米藩」

(9) 『評定所御呼出問答』

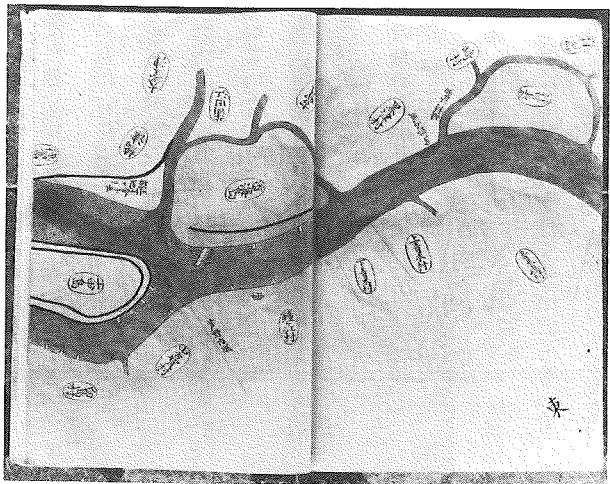
(10) 同書

追記、『漁場争論』（久留米市篠山神社蔵）にも「鐘ヶ江事件」の経過が詳説されている。

七 三丁分の掘り切り

三丁分の掘り切り

現在、大堂川は三丁分の西側を流れて筑後川にそそいでいるが、もとは三丁分の北側を、すなわち道海島（福岡県大川市道海島）との間を流れていた。現在のように大堂川を三丁分の西側に流れるように川道を変更する工事は天保十五年（一八四四）四月五日から開始され、同年八月十六日にまる四ヵ月余を要して完成している。それ以前の三丁分の地は「搦地」すなわち干拓地であった。⁽¹⁾ その工事は佐賀本藩の直轄工事として藩の郷普請方（現在の県土木部に当たる）が中心になって実施した。この工事の経過の詳細な記録が綾部四郎太夫とも工事の指揮にあたった田代孫三郎の記した『三丁分掘切日記』（以下、日記と略す）である。田代は『弘化二年（一八四五）総着到』によると、坂部又右衛門組に属するわずか石高一九石八斗の武士である



『疏導要書』に記された三丁分、橋津、大堂津、大中島。漁場争論に関係がある久留米藩領鐘ヶ江村も記されている。